

第 29 回個人線量モニタリング指針検討会議事録（案）

1. 開催日時：2026 年 8 月 26 日（水）9 時 30 分～11 時 00 分

2. 開催場所：Web 会議＋日本電気協会 A 会議室

3. 出席者：（順不同、敬称略）

出席委員：小形主査（日本原子力発電）、中川副主査（日本原子力研究開発機構）、青木（中部電力）、
石倉（富士電機）、植村（中国電力）、永崎（千代田テクノル）、高須賀（四国電力）、
親跡（東北電力）、寺西（関西電力）、當波（放射線計測協会）、富澤（アロカ）、
中野（日本原燃）、成田（電源開発）、古川（東京電力 HD）、眞野（北海道電力）、
安川（東芝）（計 16 名）

代理出席者：畠（北陸電力、大場委員代理）、山口（九州電力、菱川委員代理）（計 2 名）

欠席委員：黒澤（産業技術総合研究所）（計 1 名）

説明者：坂本（九州電力）（計 1 名）

事務局：山崎、上野（日本電気協会）（計 2 名）

4. 配布資料

資料 29-1 個人線量モニタリング指針検討会 委員名簿

資料 29-2 第 28 回個人線量モニタリング指針検討会議事録（案）

資料 29-3-1 個人線量モニタリング指針改定前後比較表（案）

資料 29-3-2 改定案に対するコメント集約表

資料 29-4-1 個人線量モニタリング指針 JEAG 4610-2021 の改定について（中間報告）（案）

資料 29-4-2 規格制改定時に対象とした国内外の最新知見とその反映状況

5. 議 事

事務局より、本会にて、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律および諸外国の競争法に抵触する行為を行わないこと及び音声を録音することを確認の後、議事が進められた。

(1) 会議定足数の確認、代理出席者の承認、常時参加者、配布資料の確認

事務局より、代理出席者 2 名の紹介があり、小形主査により承認された。参加者確認の結果、代理出席者を含め委員総数は 18 名の出席であり、検討会決議に必要な条件（委員総数(19 名)の 3 分の 2 以上の出席）を満たしていることが確認された。さらに、説明者 1 名の紹介があった。また、配布資料について確認を行った。

(2) 前回議事録（案）の確認

事務局より、資料 29-2 に基づき、前回議事録（案）の紹介があり、正式議事録として承認された。

(3) JEAG4610 改定案について

JEAG4610「個人線量モニタリング指針」改定案について、資料 29-3 シリーズを用いて各作業班（全 3 班）の代表者から説明があった。結果、席上でのコメントを踏まえ、小形主査において追加修正を行うこととなった。

なお、席上での主な質疑・コメントは以下のとおりである。

- ・(資料 29-3-1: 23/23 頁 改定案) 参考文献: [18]JAB RL380: 2020 『「認定の基準」についての指針-放射線個人線量測定試験分野-』試験所及び校正機関の能力に関する一般要求事項とあるが、下線部は不要ではないか。

→ご指摘のとおり。下線部は削除する。

- ・(資料 29-3-1: 13/23 頁 改定案) 解説 4-5 に ILAC に関する記載があるが、ILAC は IAF と統合され、現在はグローバル認定協力機構 (Global ACI) となっている。一方で、JAB のホームページには現時点でも ILAC の記載が残っている。関連組織において見直しが進められているものと思われるが、本指針への反映方法については検討が必要である。

→本指針での記載は、障害予防規程ガイドの記載例を引用したものであるため、引用元と同様の記載とする方向で進める。

- ・(資料 29-3-1: 13/23 頁 改定案) 解説 4-5 の黄色のハッチの 3 行目、「4.1.1 項に記載した」とあるが、「4.1.4 項」の誤りではないか。

→ご指摘のとおり。「4.1.4 項」に修正する。

また、Excel から PDF へ変換する際に欠落したメモ情報について、小形主査から以下の説明があった。

- ・(資料 29-3-2: 3/6 頁 コメント集約表) No. 16 について

【参考 (2026 年 7 月時点)】

①IDCC は MONDAL に置き換わるものと考えてよいのか？

⇒MONDAL は現行法令の基となっている ICRP 1990 年勧告をベースに作成されており、IDCC は 2007 年勧告ベースとなっている。このため、IDCC は現行法令と比べ、実効線量係数や濃度限度が異なっているため、MONDAL に置き換わるものではない。

②発電所においても適用可能なツールなのか？

⇒IDCC には 1990 年勧告対応のデータを有しており、GCI で指定することで計算は可能であるが、線量評価モデルの違いによる差異が生じる場合がある。このため、IDCC は MONDAL に置き換わるものではない。

③IDCC の利用に関する具体的な情報

⇒IDCC は RIST 原子力コードセンターを通じて提供され、ライセンスは組織＋個人に紐づくことから、組織利用であっても個人ごとに手数料 (配付事務手数料・税込み 13,420 円) が発生する。なお、転職後の使用にあたっては再度申請 (手数料) が必要となる。(以上の

取り扱いが開発元の JAEA 殿を除く)

(4) 中間報告案について

JEAG4610「個人線量モニタリング指針」改定案に関して、放射線管理分科会(10月8日開催)における中間報告案について、資料 29-4 シリーズを用いて小形主査から説明があった。

また、小形主査より、9月16日に予定されている3役事前説明に向けて、本指針改定案及び資料 29-4 シリーズに関するコメントを9月8日までに提出いただきたい旨の要請があった。

なお、席上での主な質疑・コメントは以下のとおりである。

- ・(資料 29-4-2 (3) 国内外の研究・開発の成果(学術論文、報告書等))

IDCC については、本日紹介のあったとおり、今後の法令改正により適用が可能となった段階で本指針へ反映する方針との理解である。この点については問題ないと思われるが、本個人線量モニタリング指針の改定については、定期的な見直しのほか、定期改定の時期以外であっても法令改正があった場合には臨時改定を行うとの認識でよい。

→ご認識のとおりである。改定の契機としては、5年ごとの定期改定又は法令改正に伴う反映が考えられる。今回、ICRP 2007 年勧告が法令に取り入れられた場合には、IDCC に限らず関連する事項にも影響が及び、改定が必要になる可能性がある。そのため、5年ごとの定期見直しを待たず、2007 年勧告の法令反映のタイミングに合わせて、IDCC を含む改定が実施されることも想定される。

→了承した。

(5) 次回日程調整結果

次回は11月9日(月)10:00~の開催を予定している。

以 上